

[平成22年 9月 定例会]

■ネコの適正な飼養と管理に関する取り組みについて

■災害時に備えた迅速な安否確認、救出救護体制への取り組みについて

◆5番（小池智明 議員） 改めましておはようございます。お許しをいただきましたので、私はさきに通告してあります2点について質問いたします。

昨年、私は犬の問題について質問いたしました。また、きょうは朝からかみつき猿の問題が話題になっております。きょう、私は猫の質問をさせていただきます。猿の問題をとこの議員の皆様のご意見もあります。また、私の友達からも朝からメールでそのような意見がありましたけれども、一応通告してあるものですから猫の話題に限らせていただきます。

タイトルは、猫の適正な飼養と管理に関する取り組みについてであります。近年では、犬や猫などのペットは家族の一員、人生のパートナーとして多くの家庭で飼われています。犬は狂犬病予防法に基づく登録制度があり、また飼い主がない野良犬は保護、捕獲されるため大量に野良犬がふえることはありません。一方、猫にはこうした登録制度や野良猫の保護、捕獲を行う根拠法がありません。猫は生後1年で妊娠、出産するようになり、年に2回から3回、また1回につき4匹から6匹ほどの子猫を産むそうです。これは猫算と言いまして、単純に計算していきますと、雄と雌の2匹の猫が一緒になりますと、3年後には170匹にふえることとなるそうです。

こうした中、一部のマナーの悪い飼い主や無責任な飼い主、また飼い主がない猫への無責任なえさやり等により——こういう人をえさやりさんと呼んでいるそうです——野良猫が増加しまして、ここで言う野良猫とは、飼い主がいても屋外で自由にさせている猫も野良猫の中に入るということで考えているようです。増加しまして、ふんの放置、鳴き声、自動車、また住宅への傷つけ、ごみの集積場荒らしなど、近隣住民が迷惑を受ける事例が大変ふえています。

一方、国では平成17年に動物の愛護及び管理に関する法律を改正し、都道府県は動物保護管理推進計画を定めることとなり、静岡県でも平成20年3月に静岡県動物愛護管理推進計画を策定したところであります。この計画は、命ある動物の尊厳を守ることとあわせ、動物が人の生命、身体、財産を侵害することのないよう適切に管理される社会——ここではこういう社会を目指そうということで、人と動物とが共生する社会という言葉であらわしております——の実現を目指し、Ⅰ、飼い主責任の徹底、Ⅱ、人と動物の安全と健康の確保、Ⅲ、地域活動の充実を柱として、県、市、飼い主、県民等が適切な役割分担と協働のもとで各種の取り組みを進めていくこととしております。こうした中で、以下の4点について伺います。

1番として、猫による市内のさまざまな被害状況をどう把握されているでしょうか。2番目に、静岡県動物愛護管理推進計画における市の役割は何でしょうか。3番目に、この推進計画等を踏まえ、これまで取り組んできた猫の被害に対する対策とその成果及び課題

はどう考えているのでしょうか。最後に、飼い主がいる猫、飼い主がいない、いわゆる野良猫の適正な飼養と管理に向けた富士市独自の取り組みを進めるべきではと考えますが、いかがでしょうか。特に飼い主の責任の明確化、飼養しない野良猫へのえさやり禁止の徹底等はいかがのでしょうか。

続きまして、2点目の質問に移ります。災害時に備えた迅速な安否確認、救出・救護体制への取り組みについてです。昭和51年8月に、東海地域で大地震が必ず起こっても不思議ではないという東海地震説が発表されてから34年が経過いたしました。これは富士市ではありませんが、昨年8月には駿河湾を震源とする最大震度6弱の地震が発生し、一時的に防災意識は高まりましたが、1年を経過すると意識は低下し、ことしも9月1日を中心に防災訓練が各地で行われましたが、マンネリ化している感は否めません。しかし、さまざまな調査・観測結果から、東海地震の発生が刻一刻と近づいていることは確かなようです。

一方、15年前の阪神・淡路大震災では、亡くなった人の約60%が地震発生後の15分間で亡くなり、約86%の人が発生から6時間で亡くなっています。これは倒れた家財あるいは柱やはり等に挟まれたり、あるいはその後の出火等によってだと思えます。また、倒壊した建物や家具などに長時間挟まれ内臓等を圧迫されていた場合は、いわゆるクラッシュ症候群により、救出されても生存率がかなり低下し、亡くなった方が多かったと言われていました。そうした中でも早い段階で救出された場合は助かった方が多く、その救出・救助活動を行った人の約61%が近所の人であったという調査結果が報告されています。

このように、災害時には隣近所の人々、つまり富士市でいえば、町内会あるいは地域の自主防災組織による素早い行動が多くの人命を救うかぎとなります。そのためには、隣近所への迅速な安否確認と、救出、救護の必要性の有無に関する判断が素早く行えることが必要であると思えます。

そこで伺います。災害時に、我が家は大丈夫、ほかの家の方を助けてほしいという目印として、道路から見える場所に黄色いハンカチを掲げることにより安否確認を短時間で容易に行うことができる、「わが家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦」、これは今、富士宮市が率先して取り組んでおります。これは富士宮市で使っている黄色いハンカチです。地震等が発生しましたら、うちはみんな元気ですよ、大丈夫ですよ、だから、うちはもういいです、隣近所のうちを見てくださいということでこれを玄関に掲げよう、そういう取り組みです。これに富士宮市が取り組んでおりますが、富士市としても取り組む考えはないのでしょうか。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（小長井義正 議員） 市長。

〔市長 鈴木 尚君 登壇〕

◎市長（鈴木尚 君） 小池議員のご質問にお答えいたします。

初めに、猫の適正な飼養と管理に関する取り組みについてのうちの1点目、猫による市内のさまざまな被害状況をどう把握しているのかについてであります。市民より鳴き声がうるさい、庭や畑を荒らしふん尿をする、車などに傷をつける等の被害の相談を受けることにより状況を把握しております。市民より相談を受けた場合、自己防衛として猫を近

づけられない方法を紹介するとともに、現場を確認し、被害を及ぼしている猫が飼い猫であれば、飼い主本人に室内で飼養するよう要請しております。また、無秩序なえさやりによりふえてしまった野良猫が原因である場合、えさやりを行っている人物が特定できれば、その人に対し猫の避妊・去勢手術と室内飼いをを行い、飼い主として責任を持って飼養するよう要請をしております。

次に、静岡県動物愛護管理推進計画における市の役割についてであります。本市が平成11年度に県より移譲されている動物愛護管理法に基づく事務は、動物の死体の収容に係る業務のみであり、この計画はあくまでも動物愛護管理法第6条に基づき、県が定めなければならないものとして規定されております。県全体を対象とした基本的な方向性や中長期的な目標を明確にし、その達成のための計画的かつ統一的な推進施策を定めたものであります。人と動物が共生する社会の実現を目指して、飼い主責任の徹底、人と動物の安全と健康の確保、地域活動の充実の3つの取り組みを掲げ、それぞれの取り組みに数値目標を設け、市町、動物保護協会、獣医師会等の関係団体やボランティアが協働して計画を推進するものとなっております。外部有識者で検討会を組織し、パブリック・コメントを経て策定されたものであります。この計画の中で市町が担う役割といたしましては、愛護と適正な飼養の普及啓発、法と県条例の目標達成のための協力を行うことと明示されております。

次に、これまで取り組んできた猫の被害に対する対策とその成果及び課題についてであります。本市では、富士宮市及び獣医師会と静岡県動物保護協会富士地区支部を組織し、動物保護と適正な管理を推進するための諸事業を推進しております。小学校等で動物愛護教室や飼い主を対象に犬と猫の飼い方教室を開催するほか、「広報ふじ」へのペットマナーの掲載や動物遺棄防止看板の作成、配布により、終生飼育、飼い主責任の啓発を行っております。また、静岡県動物保護協会と協力し、庁舎の1階にポッチとニャンチの愛の伝言板を設け、ペットを譲りたい人と飼いたい人の情報交換の場として活用していただいております。

野良猫が増加する要因として、猫は犬と違い法律等で規制されておらず、係留されることなく屋外で飼われていることが多いため、それらの飼い猫が飼い主の知らない場所で繁殖してしまうことが多く見られます。このように、繁殖した猫がいずれ野良猫となってしまう、新たな繁殖が繰り返されていきます。このような状況を抑制するため、平成16年度より避妊・去勢手術費用に対し補助金を交付しており、平成21年度末現在で延べ4390件となっております。また、捨て猫の飼い主探しや繁殖予防事業などに取り組んでいただいている市民団体に対し、市民活動補助金を交付し、その活動を支援しております。これらの活動により、富士市内において引き取られる猫の数は大きな減少傾向にあり、中長期対策としては有効と考えております。

しかし、野良猫にえさを与えている人の多くは、かわいそうだから、事情により自分の家では動物が飼えないからといった理由で行っている場合が多く見受けられます。そのえさやりによって、周辺住民に多大な迷惑をかけているという意識が希薄であることが課題と考えております。

最後に、猫の管理に向けた富士市独自の取り組みについてであります。えさやりの禁止については、それぞれの考え方やモラルにかかわる部分があるため、猫を愛護する住民とそうではない住民との問題をより深めてしまうことも考えられ、また、動物と人との共

生を目的としている法律の趣旨からして難しいと考えております。しかしながら、依然、野良猫に起因する相談は寄せられるため、今後も関係機関と連携し、終生飼育、飼い主責任の啓発を行い、猫の避妊・去勢手術補助金制度と動物愛護ボランティアグループへの支援を行っていきたいと考えております。

次に、災害時に備えた迅速な安否確認、救出・救護体制への取り組みについてであります。富士宮市では災害時の安否確認を迅速に行うために、「わが家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦」を推進し、126の自主防災組織中、110の自主防災組織で取り組んでいると伺っております。これは災害時に我が家は大丈夫だから他の人を助けてほしいという目印として、道路から見える場所に黄色いハンカチを掲げ安否確認を短時間に容易に行うものであります。地震災害では自助、共助で助かる割合が9割とも言われておりますので、災害時の安否確認までの時間の短縮になると考えられております。黄色いハンカチは、富士宮市が各自主防災組織から注文を取り、富士宮市内の小規模授産施設に注文を依頼し施設が販売しており、市の予算は使っていないとのことであります。また、実際の地震発生時には、震度5強以上の地震のときに掲げるようにパンフレットをつけ、各自主防災組織では各世帯への啓発を行っておりますが、市民が完全に黄色いハンカチについての理解ができていないことや、すべての自主防災組織が事業への参加ができていないことなどは今後の課題だと考えられます。

市内では独自に、その家の家族が無事な場合は、家の玄関に張り紙をしておくという取り決めができています。自主防災組織もありますが、自主防災組織の考え方が統一されていないため、現在のところこの取り組みを進めてはおりません。この取り組みは全市で一斉に行った場合に大きな効果が得られ、取り組みを理解している一部の世帯だけがハンカチを掲げた場合は、理解できていない世帯や出し忘れた世帯も救出が必要というサインになってしまい、かえって確認する世帯がふえ、地震発生直後の貴重な時間を費やしてしまう可能性もあります。また、市が全世帯に富士宮市で行っているようなハンカチを配布したとすると、9万6000世帯では2000万円近い予算がかかってしまいますし、それぞれの自主防災組織がそれぞれ購入する形では参加しない個人や組織が出ると事業の徹底ができないと思われれます。

安否確認の方法は、各自主防災組織でそれぞれの地域に合った最善策を検討することが必要で、その結果を全員が理解し、速やかな安否確認ができるように方法を整備することであると考えられ、その方法の一つとしてハンカチ作戦があると思います。安否確認のサインは、ハンカチでなくても紙による掲示や各世帯が役員へ報告し、取りまとめる方法等もあると思われれます。市といたしましても、安否確認を速やかに把握することは対策を立案するために非常に重要で、各自主防災組織で速やかに安否確認ができる最善の方法を整備する必要があると認識しております。今後、町内会連合会や自主防災組織との連携を図り、富士市独自の方法で安否確認方法を検討し、各自主防災組織や各家庭に安否確認の重要性をお知らせし、災害での被災者を1人でも減らすよう全力を尽くしてまいります。

以上であります。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） ご答弁いただきました。1つずつまた確認をさせていただきます。

猫の件ですけれども、どういう被害があるかということは、ふんの問題等いろいろあるということで想像がつくのですが、そのボリューム等についてはあくまでも市民の皆さんからの苦情等によりということですが、これは事前のヒアリング等でも、そういうことでなかなか難しいんですよということはよくわかりました。ただ、これはデータなんですけれども、同じようにこの猫の問題を取り扱っているのは県の保健所があります。保健所のほうではその辺のデータをとっておりました、富士保健所は富士宮市分も含んでいますけれども、富士市分については平成20年に猫の被害相談が546件あったよ、21年は随分減ったんですけれども、352件あったよ。多い日には猫のことで数件問い合わせがありますという話でした。ですから、非常に多いなというのが私の感想です。

事前のヒアリングでそういうことだったものですから、9月に私が住んでいます今泉地区で町内会長さんにアンケート調査を実施しました。その概要をお話ししますので、聞いていただければと思います。今泉地区は全部で29町内あります。そのうち、28町内から回答をいただきました。町内会長さんに聞いたことは、この5年ぐらいで個人の話ではなくて組合単位で、旧吉原市は組合ですけれども、富士のほうは班と言うと思うんですけれども、そういう単位ぐらいで、猫の被害が町内で問題になったことがありますかという聞き方をしました。回答があった28町内中19町内、約7割でそういう被害があったということです。被害の内訳としては、さっきの答弁にもありましたように、ふんの問題、鳴き声の問題、敷地内に子どもを産んだ、ごみを荒らす、自動車、住宅への傷つけというものが上位にありました。では、そういう被害に対して、あくまでも町内会としてどんな対応をしましたか。これは10個ぐらいの選択肢を設けての中なんですけど、一番多かったのは19町内のうち10町内ですけれども、町内会としては特に何もせず、被害を受けた方々が我慢し、今もその被害が続いているというのが10町内、これが一番多かったです。2番目が、特に何もせず被害を受けた方々が我慢し、今は結果として解決していますというのが7町内。3番目が、町内会として独自に被害よけ対策を工夫した、これはやっぱり町内会で困ったから、猫が嫌がるようなにおいのものをまいたり、場合によっては何か物を置いたりということです。実は、被害を発生させている一番のもとである飼い主に注意、改善要望をしたというのは4件にとどまっていて非常に低かったです。また、市役所に相談したというのはさらに少なく、2つの町内しかありませんでした。

これは非常に粗いアンケートなものですから、傾向しかわからないんですけれども、特に自由意見の中で気になるというか、こういうことなんだなという特徴的な意見があったんですけれども、それは面と向かっては非常に言いづらい問題です。昔ながらの町内なので、我慢している方が多いと思います。被害のことは飼い主自身が気づいて対処してほしいですが……というふうに、近所の話なもので、近所づき合いという非常にデリケートなことの中で、町内会長さんというか、組織としても言い出したくてもなかなか言いづらい。もちろん、隣近所の人直接言うということとはできない。非常に根が深い問題だということを感じた次第です。

事実、このアンケートを今泉地区で町内会長さんをお願いしたんですけれども、ある町内でこんなアンケートをやっているよということを町内会長さんが町内の人に言ったら、

一般の方から私のところへ電話がかかってきて、実はおらのうちの裏のうち、ひどくて困るんだよ、あんた何とかしてくれないかという電話がかかってきたんですよ。直接そういう話をされたことはありますかと言ったら、いや何年もたつけれども、1度もしたことはないんだよと。やっぱり自由意見に書かれているようなことなんだなということを改めて感じました。

こういうアンケートだとか、いろんな話を聞くと、私は本来、この猫の問題というのは、いや、こういうことはやっぱりまずいからやめようやとか、あるいは何とかしようよということで、本当でしたら地域で解決すべき問題だと思います。でも、これだけいろんなところで被害が顕在化したり、あるいは地下に潜ってしまっていてなかなか言い出せないという状況になっていることを考えると、これも大きい行政課題としてとらえていく必要があるんじゃないかなと感じるんですけれども、そのあたりについてまず伺いたいと思います。

○議長（小長井義正 議員） 環境部長。

◎環境部長（早房慶悟 君） 先ほど市長の答弁の中でも課題ということの中で、えさやり等について、周辺住民に迷惑をかけているという意識が希薄ということがやはり課題なのかなというふうに感じております。ですから、適正な飼養あるいは管理をしていただくということが、やはり動物を飼われる方については大前提だという認識をしております。それから、私どものほうにも苦情、相談というような情報も入ります。あと、一義的には保健所のほうも、件数的にも扱っている件数が多いと。ですから、近所同士のおつき合いという中で、なかなか言いづらい部分があるということは私どもも承知をしておりますので、それにつきましては、担当する官公署がありますので、ぜひご相談を寄せていただきたいと。私どもも、私どものところに入った情報については、保健所のほうへたらい回しにすることじゃなくて、一義的にそれらの対応を図っているところでございます。そういうことでお申しつけいただければ対応させていただきます。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 今の部長のお答えからは、そういう非常に無責任な飼い方だとか、勝手にえさをやるのが悪いことだという意識がないことが課題だというご指摘だったんですけれども、私も全くそのとおりだと思います。ただ、そういうことで問題があって、市役所とか保健所へ皆さん相談されるんですけれども、私たちはそのたびごとに言い出せないから、役所のほうに来てくれて何とかしてくれというのは、基本的に違うんじゃないかなと思うんですよ。それをやっていたら多分役所がパンクしてしまうし、基本的にはまず地域で解決すべき問題だと思います。ただ、今はなかなかそれが言い出せない状況にあると思うんです。だからこそ、ではどうしたらいいかということをやっぴり考えなければならぬし、対策を講じなければいけないと思うんです。

そこで、2番目の県のつくった推進計画についてですが、先ほど市長答弁の前段では、これはあくまでも県のほうでつくった計画だというようなニュアンスの話がありました。

中には、市の役割として普及啓発だとか法の目的達成のための協力ということがあるということで、ニュアンス的には最初から余り市が関与をしていなくて、逆に内容もないというような話に受けとめましたけれども、保健所に私がヒアリングに行ったら、保健所のほうでは、いや、この計画は県がつくったけれども、あくまでも行政という立場では地域の皆さんに対して、困ったことがあれば県としては同じ立場で対応していくということをつくられた計画ですよということを言っていました。きっと市のほうは、いや、あれは県がつくって、そのまま計画書が年度末か次の年に回ってきてできたから来ただけだということで、非常に私は歯がゆいなという感じがしました。というのは、せっかく保健所にもこういう猫の担当部署がある、そればっかりやっているわけじゃないですけども、動物の担当部署がある。市のほうにもそういう部署がある。それが全然連携して動いているというイメージがなかったんですけども、その辺、この計画をよりどころにしながら、あるいはそうでなくてもいいんですけども、猫の被害等にどう取り組んでいくかということをおと市、それと自治会ですとかボランティア団体が一緒になって協議をするような場というのは今あるんでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 環境部長。

◎環境部長（早房慶悟 君） まず、前段のご理解として、動物の愛護及び管理に関する法律、いわゆる動物愛護法でございます。この中については、法に基づく責務については県及び政令指定都市というふうに定まっております。これを受けまして、県も条例をつくっております。その中で県の責務としては法及び条例の目的を達成するため必要な施策を実施すると。いわゆる市町村長への協力ということについて、知事は市町村の長に対し必要な協力を求めることができるということになっております。その中で、静岡県動物愛護管理推進計画は、それらの法律にのっとって平成20年度から29年度までの10年間の長期的な計画を立てているところでございます。その中で、飼い主のいない猫の管理マニュアルというのを21年3月に試行版として作成しております。これにつきましては、動物愛護団体と県がいろいろな意見聴取の中で定めているというようなことで、現在はマニュアルが試行版ということの中で、マニュアルに基づいた飼い主のいない猫の管理ということが試行されているという状況でございます。

ですから、先ほど申しましたように、私どもも富士、富士宮、それから動物協会、獣医師会との間で会議を持っております。当然、その総会等の中では富士保健所もオブザーバーとして加わっていただいておりますので、その辺の情報交換については比較的スムーズにいとっていると理解しております。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） そういう協議の場があつて比較的スムーズに情報交換等をしているということですけども、では、そういう場で具体的に富土地域あるいは富士市では、この推進計画は26年度が中間目標年次ですけども、それまでにこうしようだとか、そのためにはこんな施策をおと市で役割分担しながらやっといこうと、その辺はどういう

調整がなされているのでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 環境部長。

◎環境部長（早房慶悟 君） ですから、県が所管をする事務でございますので、その中で市の役割分担については、県の定めた計画に協力するというのが市の役割分担だと理解をしております。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） あくまでも県がやって、それに市が協力するんだという今の市の姿勢ですけれども、確かに法律の上だとか計画の上ではそういうふうになっているかもしれませんが、実際に地域で困っていることがたくさんあって、私は大きい行政課題としてとらえるべきだと思うんですよ。そうしたときに、では市がそういう姿勢でいいのかというと、非常に疑問なんです。私も具体的に何をしたらいいかというのはわかりません。ただ、どうも今、部長が言われたように、市は県に対して協力するという姿勢ですけれども、県も市も同じようなことをやる部署がある。さらに、市の中には例えばNPO法人の捨て猫をなくす会等がいろいろ頑張っていますよね。あるいは獣医師会の皆さんとか、いろいろな関係機関があるわけですから、せっかくその協議会があるんですしたら、そこでもう少し具体的に、では、どういうふうにやっていこうかということをもっと協議して、私は富士市としてもぜひ県に対して提案するんですしたら提案してほしいし、富士市はこんなことを考えてやっていきますよということを考えるべきだと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 環境部長。

◎環境部長（早房慶悟 君） ですから、法に基づく権限が付与されていないという状況の中で、本市がいろいろな部分でイニシアチブをとって主体的に取り組むことは難しいと私はお答えしております。その事業を執行するに当たりまして、人の問題、物の問題、金の問題がいろいろ絡んできますので、やはりそこは与えられた権能の中で、それぞれの役割分担を果たしていくのが適切ではなかろうかと考えております。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 私は、そういう姿勢ではなかなかこの問題は解決しないと思うんですよ。さっきも言いましたけれども、何かあったら市に言ってきてください、そうすれば、市の職員が行ってその人に指導しますから、結局イタチごっこの繰り返しだと思うんですよ。

これは最後に提案しようと思っていたんですけども、私も具体的な方法はわかりません。ただ、市長の答弁と私の認識が一致しているのは、無責任な飼い方と勝手なえさやり

は悪いことだよと。これはそうですよね。私は、まずこれをもっと大々的に市として声を上げるべきじゃないかと思うんですよ。私は、さっき本来これは地域で解決することだと言いましたけれども、結局、隣近所のことだから言えないというふうになっているのは、もちろんデリケートな話だからそうですけれども、もっとそれを乗り越えるような、これは悪いことだぜと常にだれかが言う。まず、その口火を大きく切るのは行政だと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。今、もちろんやっていることはやっていると思いますが、これまで以上にそういうことはだめですよ、悪いことですよと、市の広報で流すだけじゃなくて、常にそれを言っていく、あるいはいろんな場面でいろんな団体が言うように仕組んでいく、そういう必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 環境部長。

◎環境部長（早房慶悟 君） ですから、私どもにつきましては、そういう苦情対応もしています。それから、猫の去勢・避妊という補助制度をもって、いわゆるふやさないような努力を飼い主の方に求めるための一つのインセンティブが働くような制度も採用していますし、当然、捨て猫をなくす会への補助助成、その団体については非常に活発に取り組んでいただいているという状況の中で、それらとも連携をとった中で、やはり広報なりを通じて適正な飼養というPRを年に数回させていただいていますので、その辺が取り組みとして足りないということであるならば、これは検討していかなければいけないと考えております。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 足りないというならばというより、改めてその辺を。県がすごく嫌な感じがするものですから、だけれども県にも入ってもらいながら、あと地域の町内会だとかNPOにも入ってもらいながら、その辺の広報の仕方とか伝え方をぜひ検討いただきたいと思います。

それと、避妊・去勢の件ですけれども、これは富士市は平成16年から始めたということですが、猫の問題で非常に対策として上手にしているというのは厚木市だそうです。厚木市では、今はもうほとんど猫の苦情がないという状況にまでなったということですが、これを電話で聞きましたら、実は昭和57年から今、部長が言われた避妊・去勢の補助制度を設けて、登録制度と併用しながらやってきたということです。それによってかなり効果があったと言われていています。富士市はまだ五、六年ですから、厚木市の30年近い歴史に比べると始めたばかりですけれども、これは随分野良猫の繁殖を減らすという意味では効果があるようです。ですから、確かにこれからも継続していく意義はあると思いますけれども、さっきも言いましたけれども、やっぱりだめなことはだめだよというのを常に言い続けないと、それは地域の皆さんが声を出すにもなかなか出しづらい。結局、それは役所がやるからいいんだよという話になってしまうので、その辺はぜひ考えていただきたいなと思います。猫の話はそこまでです。

次は、猿の話という話がありましたけれども、通告していないものですから、黄色いハ

ンカチの話に行きたいと思います。結論的には、いろんな方法で安否確認を早くして、迅速な救出、救護ができるように考えていく中の一つの手段としてこういうやり方もあるんじゃないかという話がありました。私も確かにそうだと思います。ただ、これで僕がすぐすぐれているなと思ったのは、確かに全部の家庭がこれを上げるということをしないと、かえって手間がかかるといふふうに考えられますけれども、今いろんなところで災害時要援護者の皆さんの情報が、例えば町内会でも事前に情報がなかなか把握できない、あるいは自主防でもできない、その問題をかなりの部分でクリアできると思うんですよ。これがあるお宅は、寝たきりの方だとか小さい子ども等がいても元気なんだということが、その場で瞬時に判断できるわけですね。そういった意味では、その辺の課題をクリアできるということですぐれた方法だと思うんですが、そういった点に関してはいかがでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 福祉部長。

◎福祉部長（秋山喜英 君） この黄色いハンカチの部分と、今お話が出ました災害時要援護者の支援計画については、今現在、策定委員会で検討されておまして、そのまとめがもうすぐできるような状況になります。議員ご指摘のように、災害時にそういう方々を救助するというのはご近所の方、それから自主防災会の方々の活動が非常に大きいと思っております。災害時要援護者全部を含めても、そういうものが何種類かあって、できるだけ早く安否確認ができるということも当然必要かと思しますので、災害時要援護者について、まず今議論になっているのは、救急医療キットをそれぞれ要援護者の方に持っていて、その情報を自主防災なり町内会に把握していただく。細かい内容については、個人情報関係もありますので、そういう部分はどこにどういう方がいらっしゃるかという部分だけを把握していただいて、まず安否確認をしていただく。これは黄色いハンカチについてではなくて、福祉サイドでは今そのような状況で検討しております。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 救急キットを使うということでしたけれども、それについては同僚の議員からも提案等があつていいことだなと思っておりますけれども、それについてもやっぱり家の中に入っていくという手間がかかると思うんですよ。この黄色いハンカチ、まして隣の富士宮市がやっていることですから、全く同じことをやるというのはいろんな意味で抵抗もあるでしょうし、私も決してこれにこだわるわけではありません。ただ、これの考え方のいいなと思うところは、瞬時にこのうちはもう大丈夫なんだ、仮に私が住んでいる組合が10軒あるとします。10軒のうち、このハンカチが7軒上がっていたら、その瞬間に7軒はすべての搜索だとか救助の対象外になってしまう。あとの3軒だけ行けばいいわけですよ。だから、そのうちに入っていなくても、入って行ってわざわざ冷蔵庫をあけたりなんかしなくてもいいわけです。そういう意味で、決してこれにこだわるわけじゃないですけれども、ほかの方法で捜査するにしても、1軒1軒回っていくのではよっぽど手間がかかるけれども、これだったら瞬時にわかるという意味ですぐれているんじゃない

いかと思うんですが、その点、逆に今ほかに考えている方法が何かあったらお教えください。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金刺勝久 君） これが安否確認を速やかにできるという一つの方法だと考えて、先ほど福祉部長からありましたように、議員がおっしゃるように要援護者との連携も可能な方法になると思います。現在のところ、具体的に他の方法というのはありません。先ほど述べましたように、過去に県のほうで紙で一時配布したことがあったんですけども、それは一たん中止になってしまいまして、それをその後使っているところもありますけれども、どんな方法での安否確認がいいのか、いろいろ町内会連合会等とも相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） 具体的にはないということだと思うんですけども、原理原則の話をして。というのは、黄色いハンカチだとか何かではなくてもいいと思うんです。とにかく、うちは大丈夫だよ、だからほかのところへ行ってくんなどという意思表示ができる手段という点に着目すると、基本的に元気なうちは何か印を出してください。それを突き詰めて私は考えていくべきだと思うんですよ。特に、例えば広見町だとか、富士見台なんかは戸建ての住宅もありますけれども、3階建てだとか4階建ての中層の団地だとかアパートがたくさんあるわけです。ああいったところで組長さんなり自主防のリーダーが、わざわざエレベーターもないようなところを上まで上がって確認に行くというのは、その人も危ないし、また手間もかかるものですよね。だけれども、ベランダからうちは大丈夫ですよというのが出ていたら、そこはカットすればいいわけですね。瞬間的にわかるわけです。だから、そういった意味では、私は非常に使える仕組みじゃないかなと思うんですけども、その辺まではご検討されたことはあるのでしょうか。

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金刺勝久 君） 今、例えばの事例として集合住宅のお話がありましたけれども、いずれにしても安否確認が速やかにできるという方法ですので、富士宮市の方法、黄色いハンカチも非常にわかりやすい方法だとは思っておりますので、これらに準じた形で富士市独自の方法があれば、そんな形で進めていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） わかりました。富士宮市に教えてもらって失礼なんですけれども、私も富士市にいて富士宮市のまねをしたって言われるのは余り気持ちよくないです

から、富士市独自のやり方があれば一番いいなと思います。ですから、ぜひ検討いただきたいと思います。

その際に、では、富士市なりのやり方でやろうと考えた場合に、これにかわるものもしあった場合、最終的にはやるんだったら、やっぱり全市内で導入しないと意味がないと思うんですけども、まずは実験的にモデル地区を選んでやるということが非常に効果的ではないかと思うんですよ。例えば、性格が違う2地区ですよ。古くからの集落があって、高齢者が多いような地区と、それとさっき言ったような広見だとか富士見台のように比較的中層の住宅もあったり、新しくてふだん顔なじみでないような人が多い地区で、訓練だとか実証実験をしながらやっていくことでその効果とかが確認できると思うので、ぜひそんなことを導入しながら検討と実験を進めていっていただきたいと思いますが、改めて、これにかわるものをもう1回検討するということがいいですよ。しつこいですが、

○議長（小長井義正 議員） 総務部長。

◎総務部長（金刺勝久 君） 先ほども申し上げましたように、自主防災のほうで主体的に取り組んでいただく事業になりますので、富士宮市は市の予算なしで実施、自主防災の負担で行っておるという状況であります。そんな方法がいいのか、自主防のほうでそういう理解をいただければそんな方法だし、また黄色いハンカチがいいのか他の方法がいいのか、その辺は主体的になる町内会長と自主防の会長はほぼ70%が兼任しておりますので、連合会のほうと話をしながら、そういう理解を深めていながら検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（小長井義正 議員） 5番小池議員。

◆5番（小池智明 議員） わかりました。実は、町内会連合会のほうでも富士宮市の取り組みについて話題になったことがあるそうです。その辺、連携をとりながらぜひ検討いただきたいと思えます。終わります。